

小中学校建物の耐震性について

平成7年に発生した阪神大震災で、多くの建物が倒壊したことを受け、平成7年12月より施行された「耐震改修促進法」（建築物の耐震改修の促進に関する法律）で、耐震診断や改修に努めることが求められています。これを受け、町では耐震診断の対象である昭和56年以前の旧耐震基準で建設された非木造で2以上の階数を有し、200㎡を超える建築物の耐震診断等を行い、補強の必要な建物について耐震化を進めているところです。

今後も耐震化の完了していない校舎や体育館について、計画的に整備を進めていく予定です。

◎Is値とは

建物の耐震性能を表す指標で、国土交通省では安全の目安としてIs値を0.6以上としています。文部科学省では、公立学校施設の耐震改修の補助要件として、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のIs値がおおむね0.7を超えることとしています。

Is値	耐震性能
0.3未満	大規模な地震に対し、建物の倒壊または崩壊の危険性が高い。
0.3以上～0.6未満	大規模な地震に対し、建物の倒壊または崩壊の危険性がある。
0.6以上	大規模な地震に対し、建物の倒壊または崩壊の危険性が低い。

◎耐震化優先度調査

建築年、階数、コンクリート強度、老朽化状況、想定震度等により耐震化の優先度を簡易に判定する調査で、優先度が高い順からランク1～5の5段階に分かれています。

◎耐震性能の目標

現行の建築基準法施行令では、次のような耐震性能が想定されています。

【中地震時】震度5強程度……建物に損傷が発生しないようにする。

【大地震時】震度6強～7程度…建物に部分的な損傷は生じるものの、倒壊などの大きな損傷を防ぎ、人命が失われないようにする。

公立学校耐震状況（平成20年度現在）

学校名	対象施設名	建築年	構造	階数	面積 (㎡)	耐震診断実施状況	耐震診断結果等 (Is値)	備考
横芝小学校	校舎(本館)	S39～S53	R	3	3,302	平成15年度	0.275	平成17年度 補強改修済み (Is値0.734)
	校舎(新館)	S51～S55	R	3	1,482	平成15年度	0.609	平成17年度 補強改修済み (Is値0.829)
	体育館	S50	R	2	1,149	平成15年度	0.095	平成18年度 補強改修済み (Is値1.138)
上塚小学校	校舎(中央)	S47	R	2	1,136	平成16年度	0.600	平成18年度 補強改修済み (Is値0.700)
	校舎(東側)	S51	R	2	578	平成16年度	0.770	耐震性あり
	校舎(西側)	S56	R	2	432	平成16年度	0.930	耐震性あり
大総小学校	体育館	S56	R	1	875	平成16年度	0.910	シルバークール
	校舎	S49	R	2	1,733	平成17年度	0.860	耐震性あり
	体育館	S55	R	1	863	平成17年度	0.850	シルバークール
日吉小学校	校舎	S58	R	3	2,193	新耐震基準	—	
	体育館	S44	S	1	384	平成18年度	優先度ランク 3	
	校舎	S56	R	3	2,015	平成16年度	0.560	平成19年度 補強改修済み (Is値0.720)
南条小学校	体育館	S45	S	1	338	平成18年度	優先度ランク 4	
	校舎	S55	R	3	3,481	平成16年度	0.730	耐震性あり
	体育館	S40	S	1	347	平成18年度	優先度ランク 3	
東陽小学校	校舎(特別教室)	S42	R	2	609	平成16年度	0.390	
	校舎	S57	R	3	2,561	新耐震基準	—	
	体育館	S46	S	1	421	平成18年度	優先度ランク 3	
横芝中学校	校舎(西側)	S35	R	3	1,564	—	—	改築中(平成20年度完了予定)
	校舎(中央)	S35	R	3	1,483	—	—	
	校舎(東側)	S53	R	3	688	平成18年度	優先度ランク 4	
	体育館	S54	R	2	1,786	平成18年度	優先度ランク 4	
光中学校	校舎	H14	R	3	6,255	新耐震基準	—	
	講堂	H14	R	1	1,700	新耐震基準	—	

凡例 補強改修済み 新耐震基準
 耐震性あり・改築中 計画的に耐震化を予定

妊婦健康診査受診票が 助産所でも使用可能に

1月1日から、妊婦健康診査（公費負担）受診票が契約医療機関のほか、県内の助産所でも使用できるようになりました。おなかの赤ちゃんとお母さんの健康を守るため、定期的に健康診査を受けましょう。

☆使用できる助産所及び受診票

入院施設のある助産所

健康診査の2～5回目用受診票

出張専門の助産所

健康診査の2回目用受診票

※1回目用受診票は契約医療機関のみ

※受診票は、母子健康手帳別冊にとじこまれています。

※医療機関・助産所で妊娠と診断された方は、できるだけ早く母子健康手帳の交付を受けましょう。

☆母子健康手帳及び別冊の交付場所 健康づくりセンター「プラム」



◆問い合わせ

健康管理課健康管理班

☎3400